



7月22日(土)、23日(日)開催

富田林ドリームフェスティバル

～当日のイベント参加者を募集～

富田林ドリームフェスティバル（ウエスタン・リーグ公式戦「オリックス・バファローズ」VS「広島東洋カープ」）で催される次のイベントへの参加者を募集します。

①選手の花道

花道を作って、守備につくバファローズの選手を送り出します。

とき 7月22日(土)



②スタメンキッズ

守備につくバファローズの選手を守備位置で出迎えます。

とき 7月22日(土)



③ペアキャッチボール

試合開始前に、グラウンドでキャッチボールを楽しみます。

とき 7月23日(日)



※いずれも雨天中止。

ところ 富田林バファローズスタジアム

対象者 いずれも市内在住の当日の試合観戦者で、①は小学1～3年生、②は小学4～6年生、③はボール（硬球不可）とグラブを持参できる人のペア

定員 ①8人、②4人、③20組

参加費 無料

申し込み いずれも6月19日(月)（必着）までに、往復はがきにイベント名、参加者の住所、氏名、年齢（学年）と返信用はがきに宛名を記入し、☎584-8511常盤町1の1 生涯学習課〔☎(20)0390〕へ（申し込み多数の場合抽選）

※申し込みは1人（1組）1通まで。

※結果は26日(月)までに、返信はがきでお知らせします。

※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「生涯学習課（スポーツ振興）」をご覧ください。

防犯灯補助金制度の概要

●器具の取り替えに対する補助率	対象経費の1/2
●器具の取り替えに対する補助金額の上限（1灯当たり）	
LEDタイプ	1万6000円
LEDタイプ以外で20㏞	6000円
LEDタイプ以外で32㏞	1万1000円
●新設に対する補助金額の上限（1灯当たり）	
LEDタイプ	2万2000円
LEDタイプ以外	1万5000円
ポール	2万5000円
●電気使用料に対する補助金額（1灯当たり、年額）	
20㏞未満	1700円
20㏞以上	2400円

本市では、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、町会（自治会）などが設置・維持管理する防犯灯に対して、新設および維持管理費用の一部を補助しています。

このたび、防犯灯のLED化を促進し、省エネ対策を推進するため、29年より防犯灯器具の取り替えに対する補助対象灯数の制限（管理団体が維持管理している灯数の10分の2以内）を、上限40灯まで）をなくしました。

防犯灯補助金制度
防犯灯器具の取り替えに対する
補助対象灯数の制限をなくしました

議長・副議長・ 議会選出の監査委員決定

5月16日に開かれた第2回市議会臨時会で、議長・副議長が決まりました。また、議会選出の監査委員も選出されました。

議長

奥田 良久さん（66歳）
住所 佐備1046の2
経歴 議長、副議長などを歴任



副議長

南齋 哲平さん（42歳）
住所 藤沢台一丁目4の11の507
経歴 監査委員、文教厚生常任委員会副委員長などを歴任



監査委員

遠藤 智子さん（60歳）
住所 向陽台五丁目5の6
経歴 文教厚生常任委員会委員、富田林病院特別委員会委員などを歴任



29年度税法改正

税法改正により、29年度住民税に適用される主な項目は次のとおりです。

生産緑地地区の 指定受け付けは 6月30日(金)まで

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、生産緑地地区を指定しています。

現在、同地区の指定を次のとおり受け付けています。
受付期間 6月30日(金)まで
まちづくり推進課（内線453）で受け付け
※同地区の指定には要件がありますので、希望される人は事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。また、指定することになった場合、土地の登記事項証明書などの書類が必要です。

◆給与所得控除の見直し

26年度の税法改正により、給与所得控除の見直しが実施され、給与所得控除の上限額が適用される給与収入の額が下表のとおり段階的に引き下げられることとなりました。

	28年度 (27年分)	29年度 (28年分)	30年度 (29年分)
上限額が適用される給与収入	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

◆日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付など義務化

29年度から、日本国外に居住する親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告などにおいて、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害がい者控除（16歳未満の扶養親族を含む）の適用を受ける人は、「親族関係書類および送金関係書類を添付または、提示をしなければならぬ」ということとなりました。



◆金融所得課税の一体化

※この制度は、日本国籍の有無に関わらず、日本で課税のある人が対象となります。
※給与などの年末調整や公的年金受給者が、国外居住親族（16歳未満の扶養親族含む）に係る「親族関係書類および送金関係書類」を扶養控除等申告書に添付または提示している場合は除きます。
※16歳未満の扶養親族を有し、個人住民税の非課税限度額制度（人的非課税制度）の適用を受ける人も含みます。

25年度および27年度の税法改正により、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる課税方式の均衡化を図る観点から公社債などの課税方式を株式などの課税方式と同一化することとなりました。

また、特定公社債などの利子および譲渡損益ならびに上場株式などの金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとなりました。

これに伴い、これまで可能であった上場株式と非上場株式の損益通算はできなくなりました。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

『住宅用太陽光発電システム』 『家庭用燃料電池』

の設置費を補助します

■住宅用太陽光発電システム

〓町会（自治会）などが所有する集会所に新たに補助対象に追加〓

本市では、地球温暖化防止と未来に向けたまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費の一部を補助しています。さらに、今年度から町会（自治会）などが所有する集会所に新たに補助対象に追加します。
補助対象 住宅の屋根などへの設置に適した逆潮流ありで連携し、太陽電池の最大出力が10^キワット未満のシステム（未使用品に限る）
対象者など
①自らが所有または居住する市内の住宅（集合住宅を除く）に対象システムを設置した人または設置しようとする人
②市内に、対象システム付き住宅を購入した人または購入しようとする人

③自らが所有し、事業に供している市内の建築物を、災害時に緊急的な一時避難所として利用することについて本市と協定を締結し、当該建築物に対象システムを新設する人

④町会（自治会）などが所有する市内の集会所に対象システムを設置しようとする町会（自治会）など
※いずれも市税の滞納がない人で、29年4月1日から30年3月31日（出）までに対象システムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結した人または締結しようとする人に限ります。
※①〓③は、過去にこの補助を受けたことのない人および住宅に限ります。
補助件数 ①〓③合わせて140件程度、④1件
補助金額 ①〓③は対象システムの最大出力1^キワットにつき3万円で、上限9万円（3^キワット）まで、④は対象システムの設置に要する経費の2分の1で、上限20万円まで

■家庭用燃料電池

本市では、地球温暖化防止と家庭用燃料電池の普及を図ることを目的に、家庭用燃料電池の設置に要する経費の一部を補助しています。

補助対象 二社（燃料電池普及促進協会の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されている機器（未使用品に限る））
対象者
〓自らが所有または居住する市内の住宅（集合住宅を除く）に対象設備を設置した人または設置しようとする人

〓市内に、対象設備付き住宅を購入した人または購入しようとする人
※いずれも市税の滞納がない人で、同補助金の交付決定を受け、対象設備を取得した日（同補助金に係る「取得財産等管理台帳」に記載された取得年月日）が28年4月1日以降の人に限りま
※過去にこの補助を受けたことのない人および住宅に限ります。
補助件数 100件程度
補助金額 5万円



申し込み

いずれも6月8日（木）〓30年3月30日（金）（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時〓午後5時30分）に、申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付して市役所4階みどり環境課（内線432）（6月8日（木）、午前9時〓正午のみ市役所地下904会議室）へ持参
※申し込みは1人につき1

申請とします。
※予算の範囲を超えた場合は、申し込みを締め切ります。
※郵送での受け付けはできません。
※申込用紙および申込要領は6月1日（木）〓、みどり環境課で配布、または市ウェブサイトの各課のページ「みどり環境課」からダウンロードもできます。

土木工事などのときは、 埋蔵文化財包蔵地の確認を

本市には、石川の流域を中心に、多くの遺跡が分布しています。最近、開発工事などで新しく遺跡が発見される機会も増え、29年4月現在でその数は159カ所となっています。
これらの貴重な文化財を保護するために、文化財保護法では一般に知られている埋蔵文化財包蔵地（遺跡〓住居跡や土器などが埋まっている土地）において土木工事などをするときは、工事着手の60日前までに、

市を通じて府教育委員会に届け出て指示を受けることが義務付けられています。
届け出てから指示を受け、発掘調査が必要な場合には調査完了までに日数がかかりますので、できるだけ早く文化財課で埋蔵文化財の包蔵地内であるかどうかを確認し、必要な手続きをしてください。
なお、ファクスでの位置確認もしています。
問い合わせ 文化財課（内線507）（FAX259037）

市の各種施策に関する計画などを策定しました

～策定にあたっては市民の皆さんからのご意見などを募集するパブリックコメントを実施～

①金剛地区再生指針

本市金剛地区は、開発後約半世紀が経過し、人口減少、少子高齢化、施設の老朽化などのいわゆるニュータウン問題が顕在化しています。

これらの問題を解決しながら、全ての住民の安心できる暮らしを守り、また新たにさまざまな人々が暮らし集うことのできるまちとして魅力を向上させていくため、まちの将来像やその実現に向けた取り組みなどを示す「金剛地区再生指針」を策定しました。

②第2期市耐震改修促進計画

南海トラフ巨大地震が切迫している中、全国的にさらなる耐震化の取り組みを推進することが求められており、住宅・建築物の所有者は耐震化を自らの問題として捉え、自らの責任においてその安全性を確保する必要があります。

住宅・建築物の所有者と市が相互に連携を図りながら耐震化を推進し、安全・安心で美しく快適なまちづくりの実現をめざすため、今後取り組むべき施策を定めた「第2期市耐震改修促進計画」を策定しました。

③第3期市地域福祉計画

本市では、一人一人がその人らしい生き方を実現できる地域づくりをめざして、「第3期市地域福祉計画」を市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と合わせて一冊の計画書にまとめ、策定しました。

今後、同計画に基づいて市と市社会福祉協議会が連携し地域福祉を推進していきます。

④第3次市男女共同参画計画

本市では、「市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」がめざす、男性も女性も、全ての人が共に生きやすい社会の実現に向けた、今後の施策の方向性や在り方を総合的に示す「第3次市男女共同参画計画」を策定しました。

今後、同計画に基づいて男女共同参画施策を推進していきます。

⑤市水道事業ビジョン

本市では、本市水道事業の理想像を明示した上で、「安全・安心」「^{きょうじん}強靱」「持続」を目標に、今後の施設整備計画などを定めた「市水道事業ビジョン」を策定しました。

今後、同ビジョンに基づいて水道事業を推進していきます。

◆計画などの閲覧方法

いずれも、市役所（情報公開課および①②はまちづくり推進課、③は地域福祉課、④は人権政策課、⑤は上下水道総務課）または市ウェブサイトの富田林市のこ「条例規則、各種計画書や指針」でご覧いただけます。

問い合わせ

①まちづくり推進課（内線452）、②まちづくり推進課（内線455）、③地域福祉課（内線285）、④人権政策課（内線474）、⑤上下水道総務課（内線270）

6月4日～10日は
危険物安全週間

「あなたなら
無事故の着地
決められる」

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図るため、毎年6月の第2週は危険物安全週間となっています。私たちの身の回りにはガソリン、灯油などの燃料をはじめ、塗料などは、今や日常生活に深く浸透し、必要不可欠な物となっています。

一方で、これらの物は引火性や爆発性を持っている危険物でもあるため、取り扱いを誤ると火災や漏えい事故などを発生させ、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。

市消防本部では、危険物の取扱事業所に対して安全の確保を呼びかけますが、皆さんも危険物への理解を深めていただくとともに、取り扱いには十分注意してください。

問い合わせ 市消防本部予
防課（☎23）1124

水害・土砂災害対策

避難情報などの入手方法の確認を 避難情報の名称が変わりました

近年、集中豪雨の多発により全国各地で床上浸水や土砂災害による被害が相次いでいます。

これから梅雨や台風などにより雨が増える季節を迎えますが、地震と違い、水害や土砂災害はある程度の予測が可能です。日頃から家の周りの危険箇所や避難場所などを確認し、非常持ち出し品を用意しておくとともに、市からの避難情報などの入手方法を確認するなど、災害への備えをしておきましょう。また、気象情報などを早期に収集し、早めの避難行動を取ることができ

ます。テレビ、ラジオ、インターネットなどで小まめに情報を確認してください。

水害対策

本市では、石川、佐備川、千早川、梅川、太井川、宇奈田川および東除川の流域において、浸水想定区域が

設定されています。また、石川は「洪水予報河川」として「氾濫注意、避難判断、氾濫危険」などの判断基準となる水位が設定されています。集中豪雨により河川の水位が上昇し、危険水位を超えた場合、「避難勧告」などの避難情報を対象地域へ発令します。

土砂災害対策

長時間雨が降っている場合、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。「土砂災害警戒情報」は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、「避難勧告」などを発令する際の判断の参考となるよう、府と気象庁が共同で発表する防災情報です。府や気象庁のホームページで確認できる他、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。

本市では、「土砂災害警戒情報」をもとに土砂災害の危険地域へ「避難勧告」などの避難情報を発令します。

市からの避難情報と市民の皆さんに取っていただく行動

次の情報を原則段階的に伝達します。

変更前	⇒	変更後
避難準備情報		避難準備・高齢者等避難開始
一時避難情報		廃止
避難勧告		
避難指示		避難指示(緊急)

①避難準備・高齢者等避難開始

災害発生の可能性が予想される状況です。次に該当する人は、避難を開始してください。

●高齢者や体の不自由な人、小さな子どもがいる人など避難に時間の掛かる人

とその避難を支援する人

●土砂災害の危険のある区域や、川沿いなど浸水の恐れのある区域にお住まいの人

なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。それ以外の人は、気象情報に注意して避難準備をし、危険だと思われる場合は早めに避難してください。

②避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況です。速やかに避難を開始してください。すでに周囲が浸水

している場合など、外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。

③避難指示(緊急)

災害が発生するなど、状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況です。緊急に避難してください。外が危険な場合は、屋内の安全なところに緊急に避難してください。

避難時のポイント

- ・長靴やサンダルは避け、動きやすい格好で運動靴を履いて避難しましょう。
- ・側溝やマンホールなどへ落ちないように、杖などを使って経路の安全を確認しながら避難しましょう。
- ・浸水時に人が歩ける深さは、ひざの高さぐらいまでです。流れのある場合は、20センチの深さでも危険です。

市からの避難勧告などの情報伝達方法

- ◇防災無線による伝達
- ◇市消防団、市広報車による伝達
- ◇市ウェブサイトへの掲載
- ◇とんだばやしメールの配信
- ◇エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク）の配信
- ◇スマートフォン専用アプリ「Yahoo!防災情報」への配信

◇町会（自治会）、自主防災組織などへの連絡

◇社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの福祉関係者への連絡

その他の情報入手先

《パソコン》

- 川の防災情報 <http://www.osaka-kenen-portal.net/suibou/index.html>
- 河川防災情報 <http://www.osaka-kenen-portal.net/suibou/index.html>

■土砂災害の防災情報

- おおさか防災ネット <http://www.osaka-bousai.net/sabou/index.html>
- 本市の気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/2721400.html>

《携帯電話》

- 府の気象警報・注意報 <http://www-cds.osaka-bousai.net/mobile/pref/MobileWarninGjmaDetail.html>
- 本市の気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/warn/area/106/331/27214.html>
- 問い合わせ 危機管理室（内線9501）



地域防災訓練補助金の活用を

大規模災害発生時は、自助や共助といった地域での助け合いの行動が減災につながります。

そのためには、日頃から地域コミュニティーの形成を図ることが重要です。

災害時にはほとんどの市立小学校が指定避難所となっており、本市では地域防災力の強化を支援するため、小学校区単位で実施する防災訓練に対して補助金を交付しています。この補助金を活用し地域ぐるみで災害時の対応を身に付けましょう。

補助対象事業 小学校区単位で実施する避難訓練、消火訓練、救急救助訓練などの防災訓練

補助対象団体 1 小学校区内の複数の町会（自治会）による連合体、または町会（自治会）を含む複数の団体で構成する連合体

補助金額 10万円を限度に 1 団体につき年 1 回

申し込み 危機管理室（内線9502）へ
※交付には、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

本市では、地域の皆さんが主体となり、防災に関する共同作業を通して、町内でコミュニケーションを図ることや、地域における防災対策に役立てていただくために地域防災マップの作成を支援しています。

地域防災マップの作成を支援します

これは、町会（自治会）などの地域内の危険箇所や近隣の待避場所など、地域の皆さんが調査した情報を地図に記入していただき、その地図に市が緊急連絡先などを記載したものを、防災マップとして世帯数分印刷し、データとともに皆さんにお渡しするものです。

補助対象団体 町会（自治会）または町会（自治会）などを含む複数の団体で構成する連合体

※規模の小さい町会（自治会）については、隣接町会（自治会）と合同での作成をご検討ください。

申し込み 6月5日（月）～7月20日（木）に、危機管理室（内線9502）へ

6月は土砂災害防止月間です

※作成には、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

※8月に作成支援説明会を開催します。地域防災マップの完成は30年3月頃を予定しています。

近年、異常な集中豪雨により、土石流や崖崩れなどの土砂災害が発生し、全国各地で大きな被害が出ています。土砂災害が発生しやすい長雨の季節を迎え、土砂災害に対する備えや避難場所などを、この機会に再確認しておきましょう。

土砂災害は、雨によって引き起こされることが多いので、雨の量や周りの現象に十分注意してください。

問い合わせ 水路耕地課（内線495）

災害による被害を最小限に～清水住宅に自主防災会が3組織誕生～

新たに、清水町に自主防災会が3組織結成され、発電機やヘルメットなどの防災資機材が配備されました。

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



清水町第一町会自主防災会



清水町第二町会自主防災会



清水町第四町会自主防災会

●自主防災組織を結成しましょう

大規模災害が発生した場合、一人の力では限界があります。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎ (23) 1125

「AED購入事業申請のための」 普通救命講習会（AED講習） を開催します

市地区集会所整備補助金制度のAED購入事業申請には「普通救命講習Ⅱ」修了証所持者の届け出が必要です。修了証所持者がおられない町会（自治会）などは、この機会にご参加ください。

とき 7月7日（金）、午後1時～5時
ところ 市消防本部
内容 普通救命講習Ⅱ（成人の心肺蘇生法を主とした統一カリキュラムの4時間の講習）
対象者 同補助金制度のAED購入事業申請を予定さ

れている町会（自治会）からの参加希望者
定員 50人
※1町会（自治会）につき2人まで。
参加費 無料
※講習終了後、消防本部より、修了証が発行されます。
申し込み 6月6日（火）～20日（土・日曜日を除く）、午前9時～午後5時30分）に、市民協働課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課（内線473）へ（FAX）（25）9037へ（申し込み先着順、ファクス申し込み可）

「親子平和の旅」参加者募集 「広島平和記念式典に親子で参加しませんか」

本市では、非核平和事業の一環として、若い人たちに戦争の悲惨さや核兵器の非人道性を伝え、非核平和の願いを広げ、非核平和に、毎年市民の代表として広島平和記念式典に親子で参列していただいています。

今年も次のとおり参列していただける人を募集します。
とき 8月5日（土）～6日（日）
ところ・内容 広島平和記念式典への参列、広島平和記念資料館の見学など
※参加後、感想文（800字程度）を提出していただきます。
※宿泊費と広島市までの交通費（往復）は市が負担します。



住所や氏名などに変更があった場合は マイナンバーカードなどの変更手続きを

住民異動の届け出（転入届、転居届など）や婚姻などにより住所・氏名などに変更があった場合には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」に記載されている住所・氏名などを最新のものにしておく必要があります。

住民異動の届け出や婚姻届の提出などの手続きで窓口へお越しの際には、各カードの住所・氏名などの書き換えも併せてしますので、忘れずに持参してください。

マイナンバーカードの申請を

マイナンバーカードの作成を希望する人は、27年11月末から12月中旬にかけてお届けした「通知カード」に添付された申請書に必要事項を記入し、証明用写真を貼って、同封の返信用封筒で郵送してください。

スマートフォンやパソコンなどからの申請も可能です。詳しくは「通知カード」に同封の案内、またはマイナンバーカード総合サイト〔<https://www.kojinbango-card.go.jp/>〕をご覧ください。

※申請書を紛失された場合や、申請書に記載されている内容（住所・氏名など）に変更があった場合は、市民窓口課（内線131、132）までお問い合わせください。

■マイナンバーカードを取得するメリット

- ・公的な身分証明書として利用できます。
- ・コンビニエンスストアなどで、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「市・府民税証明書（現年度分）」が取得できます。
- ・各種行政手続きのオンライン申請が利用できます。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）、マイナンバー総合フリーダイヤル〔0120(95)0178〕

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 6月4日（日）、7月2日（日）、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

対象者 市内在住で親子平和の旅に初めて参加する小学5年生以上の子どもの保護者
定員 1組2人
申し込み 6月19日（月）（消印有効）までに、はがきまたはEメールで住所、参加者2人の氏名・年齢（学年）、電話番号、参加にあたっての簡単な抱負を記入し、電話の1人権政策課（内線472）（Eメール jinken@city.tondabayashi.lg.jp）「親子平和の旅」係へ（1家族につき1件まで、申し込み多数の場合抽選）

第1回 「市産学官連携交流会」 を開催します

新事業開発セミナーの案内や補助金の紹介、国の施策、新たな技術動向などの情報交換を通じ、市内のものづくり企業の交流を深めるとともに、地域の経済活性化を図るため、「市産学官連携交流会」を開催します。

小規模企業者などを対象に設備投資 を支援します

（公財）大阪産業振興機構では、小規模企業の創業や経営の革新を図るため、市内の小規模企業者などを対象に、設備投資の支援をしています。申請は随時受け付けていますので、ぜひご活用ください。

とき 7月3日(月)、午後6時30分～9時
ところ レインボーホール（市民会館）
定員 50人

申し込み 商工観光課に備え付けの「申込書」に必要事項を記入し、6月6日(火)、ファクスまたはEメールで、府立大学地域連携研究機構URAセンター（FAX 072(254)7475・Eメール URA-center@aogakafu-u.ac.jp）へ（申し込み先着順）

※申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「商工観光課」からダウンロードできます。

問い合わせ 同センター
（☎072(254)9128）

さい（ただし、目標額に達した場合締め切ります）。※詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ （公財）大阪産業振興機構（☎06(6947)4345）

市創業支援事業

創業に関するノウハウが無料で学べる

特化型創業支援セミナーを開催

市内でこれから創業される人で、主に飲食業、小売業、理・美容業を始められる人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「特化型創業支援セミナー」を開催します。

「ナ」を開催します。同セミナーを受けていただく創業に必要な経費の一部補助など、さまざまな優遇措置を受けることができます。

6月は「就職差別撤廃月間」です ～しない させない 就職差別～

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想、信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになるため、就職差別につながる恐れがあります。

府では毎年6月を「就職差別撤廃月間」と定め、さまざまな啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いします。

●就職差別110番

電話またはEメールで、採用面接時などの差別についての相談や、関係機関の紹介などをします。

とき 6月14日(水)～16日(金)、午前10時～午後6時（☎06(6210)9518・Eメール rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※Eメールでの相談は、6月中随時受け付けています。

問い合わせ 府雇用推進室（☎06(6210)9518）

29年度労働保険年度更新手続きは7月10日(月)までに

29年度の労働保険年度更新手続きは6月1日(水)～7月10日(月)に済ませてください。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 申告書の記入方法については、労働保険年度更新コールセンター（☎0120(335)546）（7月12日(水)まで開設）または大阪労働局労働保険適用・事務組合課（☎06(4790)6340）、保険料の納付については、大阪労働局労働保険徴収課（☎06(4790)6330）

※大阪労働局ホームページ〔http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/〕もご覧ください。

とき 7月20日(木)、27日(木)、8月3日(木)、8月10日(木)、いずれも午後7時～9時（全4回）
ところ レインボーホール（市民会館）
定員 20人
※申し込み方法や優遇措置の内容など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトの各課のページ「商工観光課」をご覧ください。
問い合わせ 商工観光課（内線482）、富田林商工会（☎(25)1101）

自転車などの放置はやめましょう

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げになり大変危険です。また、まちの景観も損なわれます。

人の迷惑にならないよう、道路上に自転車やミニバイクなどを放置しないようにしましょう。

■自転車等放置禁止区域を指定

本市では、各駅周辺の道路に「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内に放置されている自転車やミニバイクを保管所へ撤去・移送しています。



撤去された自転車やミニバイクなどは、「第一自転車等保管所」(若松町東一丁目6の27)(☎263233)で返還していますが、返還時に自転車は1台15000円、ミニバイクは1台20000円の移送・保管費用を徴収しています。

駅周辺に自転車などを駐車される場合は、有料自転車駐車をご利用ください。一部の自転車駐車場には、高校生以下の学生を対象とした学割料金も設定しています。

問い合わせ 道路交通課 (内線416)

富田林霊園の使用者を募集

富田林霊園の区画の使用者を募集します。

募集区画 下表のとおり

タイプ	広さ(m ²)	募集区画	永代使用料(角地以外)	維持費(10年分)
A	2	18区画	86万円	4万円
B	3	16区画	129万円	6万円
C	4	9区画	172万円	8万円
D	6	5区画	258万円	12万円

※全タイプ、本市に住民登録をしている人に限ります。
※墓石建立後、撤去済み区画があります。この区画については、埋蔵歴があることを了承する誓約書を提出していただきます。

「とんだばやしふるさと寄附金」お礼品の新規登録説明会を開催

本市では、「とんだばやしふるさと寄附金」として1万円以上のご寄付をいただいた人に、本市特産品などをお礼品としてお贈りしています。

このたび、参加要件を満たし、制度のさらなる充実にご協力をいただける事業者などを対象に、新たなお礼品の登録にかかる説明会を開催します。

とき 6月23日(金)、午後7時～
ところ 市役所401会議室

※同説明会への参加には事前の申し込みが必要です。参加要件や申し込み方法など詳しくは、6月9日(金)より、市ウェブサイトの各課のページ「都市魅力創生課」をご覧ください。

問い合わせ 都市魅力創生課 (内線420)

現地見学 6月1日(木)24日(土)、午前9時30分～午後4時まで自由に見学していただけますので、希望者は同霊園へ直接お越しください。土・日曜日でも現地の管理事務所の職員が対応します。

申し込み 6月25日(日)、午前9時～9時30分までに市役所地下904会議室へ(申し込み多数の場合抽選)

※なお、抽選終了後の空き区画の受け付けは26日(月)、午前9時～、衛生課で順次受け付けます。

問い合わせ 衛生課 (内線143、147)

生ごみは水分を十分切ってから出しましょう！～生ごみ処理機器購入補助度をご利用ください～

暑くなってくると、水分を多く含む生ごみがたくさん出ます。生ごみは、気温や湿度が高くなってくると腐敗が進み悪臭を発生します。

生ごみを捨てる時は、三角コーナー用の水切りネットなどを利用し、水分を十分切ってから出してください。



また、家庭から出る生ごみ（台所ごみ）などを堆肥化する生ごみ処理機などを購入された世帯に、補助金を交付していますのでご活用ください。

対象者 市内に住所を有し、かつ家庭用生ごみ処理機器などを継続して使用することができる人

対象となる処理機器など

①生ごみ処理機（生ごみを粉碎して水路または下水道管へ流すタイプ、焼却処理するタイプのものは除きます） ※ 1世帯につき 1 台まで。

②生ごみばかしあえ容器 ※ 1世帯につき 2 台まで。

③ばかし剤 ※ 1世帯につき年間16個まで。

補助金額 機器購入価格（取り付け費用、消費税などは除く）の2分の1の額（10円未満は切り捨て）で上限2万円

※①②は、購入後1年以内に限ります。③は、今年購入したものを来年の1月～2月中にまとめて申請してください。また、購入店のポイントなどを利用し割引を受けた場合は、割引後の金額が機器購入価格となります。

申請に必要なもの

- ◆領収書、または購入店発行の販売証明書
- ◆カタログ、または機器設置後の写真
- ◆振込先の分かるもの（金融機関の通帳など）
- ◆印鑑

※申請者、領収書（販売証明書）の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限ります。

申し込み 衛生課（内線144～146）へ

河内音頭講習会を開催



河内音頭は、市内各所で開催される盆踊りで歌われる歌で、曲に合わせてみんなが踊り、夏から秋にかけての風物詩として多くの市民の皆さんに親しまれています。

しかし近年、河内音頭に合せて踊れる人が少なくなってきました。そのため、市河内音頭保存会では市民を対象とした講習会を開催したり、中学校で実施される文化教室に講師として参加したりするなど、河内音頭の普及活動に努めています。

このたび、河内音頭の良さや楽しさを知っていただくために、次のとおり同講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

また、盆踊り大会への踊り子派遣や講習会への講師派遣を随時受け付けていますので、詳しくはお問い合わせください。

わせくください。

とき 6月21日(水)、28日(水)、7月5日(水)、いずれも午後7時～8時30分

ところ すばるホール

定員 各50人

参加費 無料

申し込み 6月14日(水)（消印有効）までに、往復はがき（1枚に1人）に河内音頭講習会参加希望、住所、氏名、電話番号、参加希望日（1日のみでも可）と返信用はがきに宛名を記入し、☎584・8511常盤町1の1 商工観光課（内線483）へ（申し込み多数の場合抽選）

資源家電4品目の処理は適切に

エアコン

テレビ

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機・衣服乾燥機

家電リサイクル法では、消費者が特定の家電を廃棄する際、適切に処理することが求められており、それぞれに応じた処理費用が必要です。

粗大ごみでは収集できませんので、ご注意ください。また、不法投棄は法律で禁止されており、違法行為となりますので絶対にやめましょう。

品目

■エアコン

■テレビ（薄型テレビを含む）

■冷蔵庫・冷凍庫

■洗濯機・衣服乾燥機

処理方法 その製品を買った小売店か、買い替えを予定している小売店に引き取りを依頼してください。いづれにも該当しない場合は、家電リサイクル収集受付センター（☎0120-3650）へ申し込んでください。

処理費用（リサイクル料金＋収集運搬料金） リサイクル料金は、品目や大きさ、メーカーなどに応じた所定の料金となります。詳しくは家電リサイクル券センター（☎0120-319640）へお問い合わせください。

※市の収集運搬料金は、1個につき2700円です。小売店に収集運搬を依頼される場合は、それぞれ料金が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）

6月は 環境月間です

本市では、13年度から「市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止対策の一環として、アイドリング・ストップなど経済運転の徹底や、ハイブリッド車などの低公害車を

公用車に導入する取り組みを進めています。さらに、電動自転車を導入し、近距離における移動手段として活用しています。

市民の皆さんもマイカーの使用にあたっては、「アイドリング・ストップ」「毎月20日はノーマイカーデー」の取り組みにご協力をお願いします。

また、買い物の際は自分の買い物袋を持参するか、かばんに入るときはレジ袋を断るといったほんの少しの心掛けで、ごみの量と二酸化炭素の排出量を減らすことができます。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

光化学スモッグにご注意ください

光化学スモッグとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線のもとで反応（光化学反応）したとき、二次的に新たな汚染物質（光化学反応生成物質）が生成されることをいいます。光化学スモッグの発生に伴う被害は、「目がチカチカする」「喉が痛いなど」の目や喉の刺激が中心で、一過性で比較的軽症のものですが、刺激を感じた

人は洗顔やうがいをし、富田林保健所（☎2681）へ連絡してください。

光化学スモッグは、晴天で日差しが強くて気温が高く、風の弱い日で金剛山がいつもより見えにくく、もやのかかったような日に発生しやすいなっています。

南河内での光化学スモッグの発生状況は、ここ数年晴天で気温が高く日射の強い日が多いため、予報・注意報とも発令回数が増加しています。

光化学スモッグ予報や注意報が発令されますと、市役所から公共施設などに連絡し、予報の場合「緑色」の旗を、注意報の場合「黄色」の旗を掲示して周知を図っています。光化学スモッグ予報や注意報が発令された場合、できるだけ屋外での運動などを避けて、屋内に入ってください。

なお、府大気汚染常時監視のホームページ（<http://takikankyo.pref.osaka.jp/takikanshi/index.html>）でも光化学スモッグ情報を確認できます。

また、登録するとメール配信サービスも利用できますのでご利用ください。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

本市の節電への取り組み

本市では、日頃から市役所の省エネ対策として、消灯の励行や冷暖房温度の適正管理に努めています。

職員の服装についても、今年も例年より実施期間を拡大し、5月1日から10月31日（※）までノーネクタイなどのエコスタイル運動を実施しています。

また、電力需要がピークを迎える夏場を中心とする期間（6月1日（※）～10月31日（※））において、節電対策に取り組んでいます。本市が、引き続き実施する主な節電対策は次のとおりです。

■冷房は原則、室温が28℃を超えた場合に使用、冷房の運転は月曜日＝午前8時45分～、火～金曜日＝午前9時～、いずれも午後5時30分に停止 ※ただし、今後の状況により随時判断します。

■市役所庁舎エレベーター2基の稼働制限（午後6時～翌日午前8時45分までは原則停止）

■消防本部消防署のエレベーター1基を終日停止

■金剛連絡所エレベーターの稼働制限

■職員のエレベーター使用自粛

■昼休み時、事務室の消灯徹底（来客時は除く）

■業務に支障のない範囲で事務室や廊下などの照明を消灯、退庁時の消灯徹底

■毎週水・金曜日のノー残業デーの実施

■長時間不在時のパソコンやプリンターなどの電源を切る

市役所の他、公共施設においても節電対策に取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

商業動態統計調査にご回答を！

商業を営む全国の事業所の事業活動を明らかにするため、「29年度商業動態統計調査」を実施します。この調査は、経済産業省が毎月実施する基幹統計です。

対象となる事業所には、7月上旬から府知事が任命した統計調査員がお伺いします。調査へのご回答をお願いします。

問い合わせ 府統計課（☎06（6210）9209）

6月23日～29日は 男女共同参画週間

男女が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるよう男女共同参画社会の実現に向けて皆さんの理解を深めるために、6月23日(金)～29日(木)の1週間は「男女共同参画週間」と定められています。

今年の同週間のテーマは「男で〇、女で〇、共同作業で〇」です。

期間中は、男女共同参画社会づくりに向けて全国会議が開催されるなど、全国各地さまざまな行事が実施されます。

本市では、この週間に合わせて特設で女性のための電話相談を実施したり、男女共同参画に関する資料を人権政策課、男女共同参画センターウイズ(すばるホール内)で無料配布したりします。

また、中央・金剛図書館でも男女共同参画に関する本や、働く女性や男性の家

事育児を応援する本などを集めた特設コーナーを設置していますので、ぜひご利用ください。

女性のための特設電話相談

このたび、毎月実施している女性のための電話相談の受付時間を延長し、特設

電話相談を実施します。

配偶者や恋人からの暴力、職場での人間関係や家族のこと、夫婦の問題、仕事や生き方など、

さまざまな不安や悩みについて、研修を積んだ女性相談員がお聴きします。



一人で悩まず、この機会にぜひお電話ください。

とき 6月27日(火)、午前10時～午後6時、☎(23)0567

問い合わせ 人権政策課(内線474)

ストップ水難事故

海や川、プールなどでレジャーを楽しむ機会が増えるシーズンとなりました。

自然に触れるのは楽しいものがある反面、危険も数多くあります。



特に川でレジャーを楽しむときは、天気の急変による急激な増水や川の急な深

みなどの危険性を十分に認識し、ルールやマナーを守って、安全に楽しみましょう。

問い合わせ 市消防本部消防署 ☎(23)0119

公民館巡回劇場を実施しています

子ども会、PTA、老人会、町会(自治会)などの団体を対象に、公民館クラブ連絡会に所属する市民サークルが人形劇や楽器演奏などの出前公演を実施します。

費用 無料
申し込み 中央公民館に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、6月6日(火)、中央公民館へ
※営利に係る事業や飲酒を伴う行事へは協力できません。また希望する内容、日時で実施できない場合があります。

とんだばやし発見出前講座のご利用を

市民の皆さんが「知りたい」「聞きたい」市の事業や制度を「出前講座メニュー」からお選びください。

市職員が皆さんのもとへ出向いてお話しします。

対象者 市内在住・在勤・在学でおおむね10人以上の団体・グループ

費用 無料(ただし、メニューによっては材料費などの実費が必要な場合があります)

申し込み 実施希望日の30日前までに、生涯学習課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、郵送、ファクスまたはEメールで☎584-8511常盤町11の18 生涯学習課[☎(24)1451・FAX(26)0993・Eメールs-gaku@city.tondabayashi.lg.jp]へ(直接持参可)

※申込書、出前講座メニューは生涯学習課で配布(市ウェブサイトの各課のページ「生涯学習課(青少年・社会教育)」からダウンロードもできます)。

※業務の都合により、希望する日時で実施できない場合があります。また、開催日時などに制限があるものは、出前講座メニューの中に書いています。※開催場所は、市内に限ります。会場や備品は、実施団体・グループで確保してください。